

農業者年金加入推進の課題と方向 一 要 旨 一

【 趣 旨 】

農業者年金は、農業者の老後生活の安定、福祉の向上に資する制度として、昭和45年に制度発足から新制度まで約30年間、歴史的な役割を果たしてきた。

しかし、農業の担い手不足など農業情勢の変化や年金財政上の問題等の観点から平成13年に抜本的改正が行われ、「老後の生活に備えるため、国民年金に上乘せする政策年金」として、加入推進活動が展開されているところである。

本県においても、加入推進目標を掲げて推進しているところであるが、その成果は伸び悩み状況にある。

そこで、鳥取県内の「年次別、地域別、年齢・男女別農業者年金の加入実態」の課題を明らかにするとともに推進活動を点検・検証し、今後の農業者年金加入の促進と取組みの充実に資することを目的に調査分析を実施した。

【 調査分析の概要 】

●調査対象 加入資格のある農業者全員の加入を目指すという考え方のもと、次のとおり加入資格者を推定した。【60歳未満基幹的農業者数×国民年金第1号被保険者率50%（男53% 女47%）】

●調査方法 「基幹的農業従事者(うち加入資格者推定数)」と「農業者年金被保険者」との関係(加入率)を中心に年次別、地域別、年齢・男女別などについて、農業者会議内のプロジェクトチームで比較分析検討した。

(農林統計H17、農業者年金基金情報H20、全農とっとりH20を参考)

●調査分析

- 〈分析1〉直近4ヵ年の農業者年金給付総額
- 〈分析2〉年次別加入者数の推移
- 〈分析3〉東中西別被保険者数と市町村別推進進捗状況
- 〈分析4〉農業者年金種別の加入状況
- 〈分析5〉市町村別加入率(被保険者数/基幹的農業従事者)
- 〈分析6〉男女別・年齢別加入率
- 〈分析7〉加入推進の活動記録

●結果と考察 課題の整理と今後の推進方策

基幹的農業従事者とは

農業に主として従事した世帯員のうち、ふだんの主な状態が農業に主として従事した者をいう。(本調査は60歳未満を対象)

農業者年金被保険者とは

農業者年金の保険料納付期間中の者
(保険料支払終了者・待期者は含まれない)

農業者年金の通常加入要件は

①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事している③60歳未満の人。

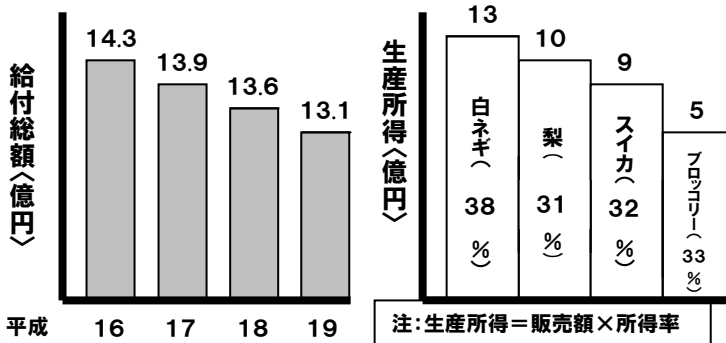
政策支援要件(保険料国庫補助)

- ① 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれ
- ② 農業所得が900万円以下の
- ③ 認定農業者で青色申告をしている者やその者と家族経営協定を結ぶ配偶者や後継者など、一定の要件を満たす者。

平成21年7月

鳥取県農業会議

<分析1> 直近4年の農業者年金給付総額



～約5,500人に年額13億円

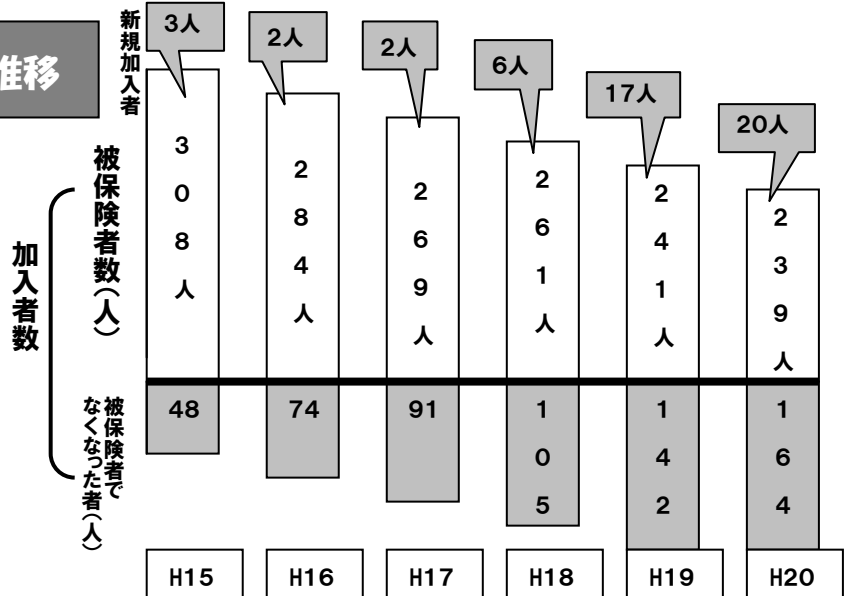
主要特産物の所得額に相当～

近年の鳥取県内農業者年金給付額(旧農業者年金制度)は、年平均約5,500人の受給権者に対し約13億円(1人当たり年平均22万円)である。これは主要特産物の所得額に相当し、農業者の老後生活の安定に大きく寄与している。

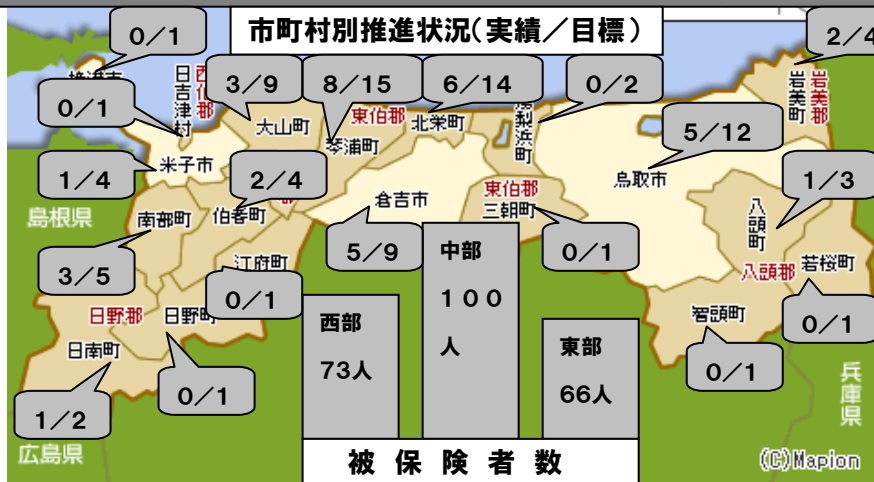
<分析2> 年次別加入者数の推移

～被保険者数減少の要因は 新規加入者の伸び悩み～

加入者累計数は、平成15年度末の356人から平成20年度末には403人と推移している。一方、被保険者数は平成15年度末の308人から平成20年度末には239人に減少している。これは、保険料の支払い終了者(待期者)等の数が、新規加入者数を上回っているためである。このことは、年金加入年齢構成上、若年層が少ないことを示唆しているといえる。



<分析3> 東中西別被保険者数と市町村別3ヵ年推進進捗状況



～新規加入に伸び悩み～

被保険者数は農業どころ中部地域に多い。その理由として、潜在的な加入対象者が多いことがあげられる。(中部地域は認定農業者(60歳未満)283人で県下693人の41%、また家族経営協定数では65戸で県下137戸の47%)

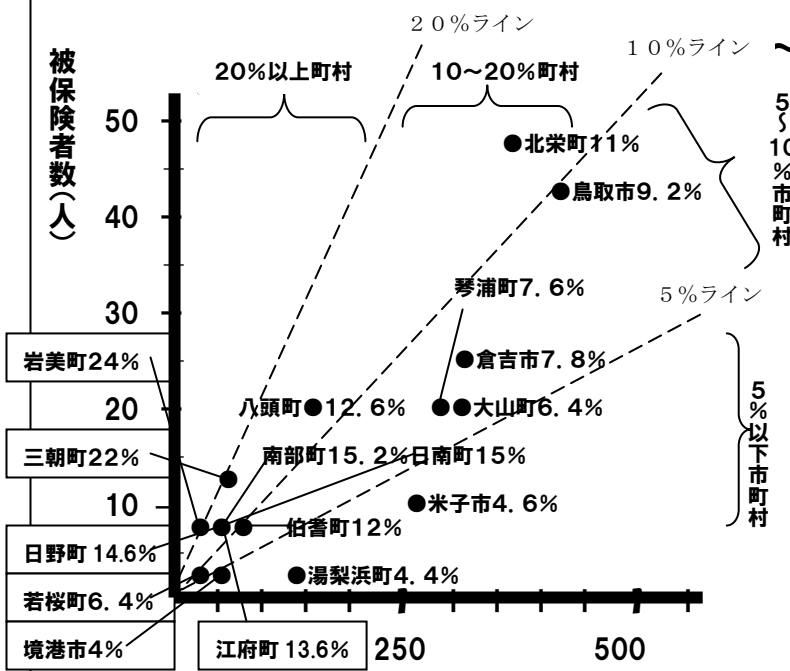
新規加入の目標と実績では、市町村間にかんがいの差があるだけでなく、いずれの市町村も伸び悩みの状況にある。

<分析4> 農業者年金種別の加入状況 「通常:政策」比6:4

保険料の国庫補助がある政策支援加入は全体の40%。加入率は認定農業者等11.3%(87/771)家族経営協定者5%(7/137)で低率である。

通常加入 60%(145人)	政策支援加入 40%(94人)
農業者老齢年金 60%(145人)	認定農業者 37%(87人)
	青色申告者等 加入率 87/771
	家族協定 加入率 7/137

〈分析5〉市町村別加入率(被保険者数/加入資格者推定数)



～市町村間に大きな格差！

「知る権利と説明する責務」

の差か？～

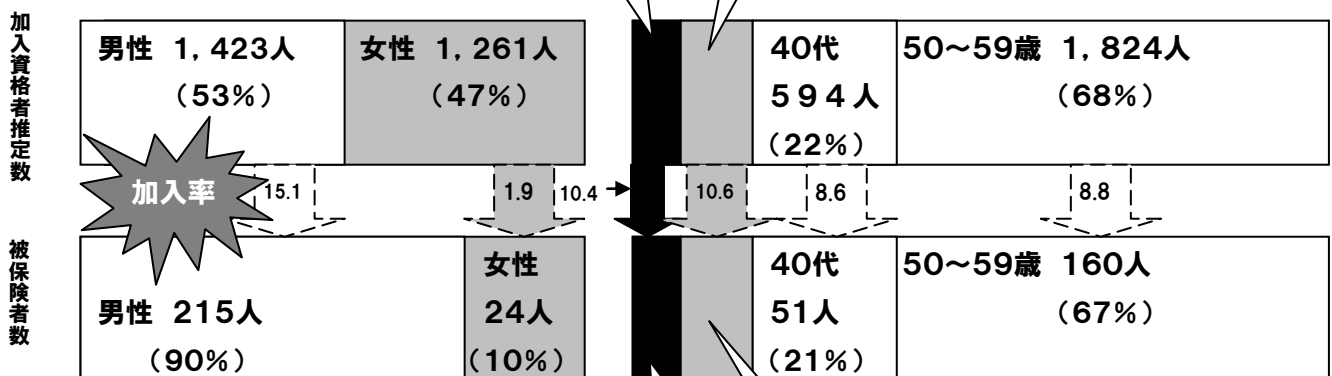
県全体の平均加入率(被保険者数 239人/60歳未満加入資格者推定数 2,684人)は8.9%。市町村別では、岩美町の24%～境港市の4%までと大きな格差がある。

被保険者数については、加入資格者推定数と比例する傾向が見られるが、加入率については一定の傾向は見られない。いうまでもなく、年金に加入するかしないかは、農家個々の経営状況や農業者の考え方によるもので、年金に対する認識や理解の度合いによるところが大きいと考えられる。

〈分析6〉男女別・年齢別加入率

～女性の加入率は2%に満たない～

～加入率は10%前後と低い～

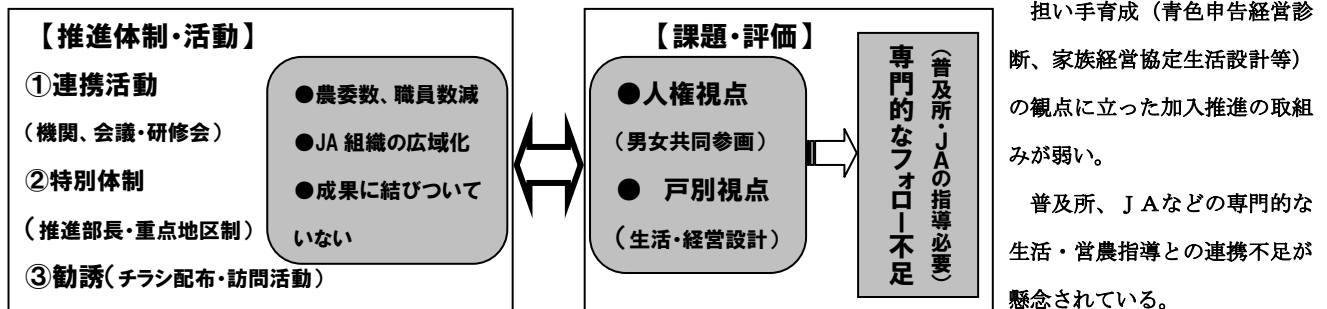


女性の農業従事者の割合は47%で、被保険者数割合は10%。加入率は男性 15.1%に対し、1.9%と極端に低い。経済的地位や平均寿命が長く老後の生活不安を抱える女性の人権問題でもある。

年齢別の加入状況は、どの年齢別階層でも10%前後と低い割合となっている。

〈分析7〉加入推進の活動記録

～体制の形骸化、戸別への浸透不十分～



課題及び考察 ～「女性人権問題と将来経営設計」が農業者年金加入の壁～

農業者年金加入推進の取組みが思うように進まない要因は、高齢化と担い手就農不足による農業者年金加入資格者の減少のほか、背景要因には、男女共同参画運動や長期的経営見通しへの不安、農業所得の減少などが複雑に関係していることが分かった。したがって、加入推進に当たっては、画一的な取組みではなく、農家個々の家族構成や年齢、生活・経営状況にあった対応が必要となる。とくに認定農業者、家族協定締結農家、青色申告者等の担い手については、戸別に経営合理化と家族のあり方を考えながら担い手育成支援協議会等と連携が重要である。

【 課 題 】

【 考 察 】～「勧誘」から「助言」の域へ



今年、53人の加入を目指す！

計画目標 90人(平成19～21年3ヵ年)、未達成 53人

今後の推進方向

男女共同参画基本法の理念や政策年金の担い手育成の目的を踏まえ、次のステップを重視して活動する

決め手は、戸別の生活・経営相談活動

